（情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知）

第八条の三十四の四　情報処理センターは、法第十二条の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行つた場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該報告に係る登録番号を通知するものとする。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）

第八条の三十四の五　処分受託者は、法第十二条の五第六項に規定する場合には、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行つた場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付期限）

第八条の三十四の六　法第十二条の五第六項の環境省令で定める期間は、通知を受けた日から十日とする。

（情報処理センターによる情報の保存期間）

第八条の三十五　法第十二条の五第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（情報処理センターによる報告）

第八条の三十六　法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～四　（略）

（運搬受託者又は処分受託者からの報告を受けるまでの期間）

第八条の三十七　法第十二条の五第十項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　法第十二条の五第三項の規定による報告　登録の日から九十日（特別管理産業廃棄物に係る登録にあつては、六十日）

二　法第十二条の五第四項の規定による報告　登録の日から百八十日

（電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置）

第八条の三十八　電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十一項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

（情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知）

第八条の三十四の四　情報処理センターは、法第十二条の五第四項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行つた場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該報告に係る登録番号を通知するものとする。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付）

第八条の三十四の五　処分受託者は、法第十二条の五第五項に規定する場合には、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行つた場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

（処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付期限）

第八条の三十四の六　法第十二条の五第五項の環境省令で定める期間は、通知を受けた日から十日とする。

（情報処理センターによる情報の保存期間）

第八条の三十五　法第十二条の五第七項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（情報処理センターによる報告）

第八条の三十六　法第十二条の五第八項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～四　（略）

（運搬受託者又は処分受託者からの報告を受けるまでの期間）

第八条の三十七　法第十二条の五第九項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　法第十二条の五第二項の規定による報告　登録の日から九十日（特別管理産業廃棄物に係る登録にあつては、六十日）

二　法第十二条の五第三項の規定による報告　登録の日から百八十日

（電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置）

第八条の三十八　電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。